

報酬表 (表示価格は消費税込。令和4.11.1改正)

I. 顧問報酬 (法第2条第1項 第1号・第1号の2・第1号の3に掲げる業務)

社会保険労務士法別表第1のうち、次の8つの法令に基づいて行政機関等に提出する申請書等の作成、申請書等の提出代理 (又は提出代行) 及び労働社会保険諸法令に関する事項の相談・指導の業務 (複雑なものを除く) を、月を単位として継続的に受託する場合に受ける報酬

- 1) 労働基準法 (就業規則、各種労使協定、事業付属寄宿舎規則を除く)
- 2) 労働者災害補償保険法
- 3) 雇用保険法 (二事業に係る給付申請を除く)
- 4) 労働保険の保険料の徴収に関する法律 (概算・確定保険料申告を除く)
- 5) 労働安全衛生法 (許可申請、設計・作図・強度計算、現場確認を除く)
- 6) 健康保険法 (標準報酬月額算定基礎届を除く)
- 7) 厚生年金保険法 (標準報酬月額算定基礎届、年金裁定請求書等年金にかかる申請書を除く)
- 8) 国民年金法 (年金裁定請求書等年金にかかる申請書を除く)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
人員	4人以下	5~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~69人	70~99人	100~149人	150~199人	200~249人	250~299人	300人以上
報酬月額	24,200円	36,300円	48,400円	60,500円	72,600円	96,800円	121,000円	157,300円	193,600円	229,900円	266,200円	協 議

※1 人員は、事業主・役員を含み、パート等非常勤従業員については2人で正規従業員1人に換算します。 ※2 上記の法律の一部の顧問契約については、右表に掲げる割合となります。

一部顧問の報酬		(左表の額の)
労災保険のみの顧問	継続事業	50%
	有期事業	60%
雇用保険のみの顧問		50%
労災・雇用保険のみの顧問		80%
健康保険のみの顧問		50%
厚生年金保険のみの顧問		50%
健康保険・厚生年金保険のみの顧問		50%

II. 相談顧問報酬 (法第2条第1項 第3号に掲げる業務)

労働社会保険諸法令及び労務管理に関する項目につき、月を単位として継続的に相談を受け、その指導を受託する場合に受ける報酬 (人員のカウントは「顧問報酬」に同じ)

	①	②	③	④	⑤	⑥
人員	~49人	50~99人	100~199人	200~499人	500~999人	1,000人以上
報酬月額	33,000円	55,000円	88,000円	132,000円	176,000円	協 議

III. 手続報酬 (法第2条第1項 第1号・第1号の2・第1号の3に掲げる業務)

手続 (手続代理) ごとに受託する場合に受ける報酬

<p>1. 諸届等</p> <p>① 諸届、報告 22,000円</p> <p>② 許可申請 36,300円</p> <p>2. 就業規則、諸規程の作成・変更、届出</p> <p>① 就業規則</p> <p>② 賃金・退職金・旅費等規程 新規及び全部変更 275,000円~</p> <p>③ 育児・介護休業等規程 一部変更 165,000円~</p> <p>④ その他の人事関係規程 (いずれも一規程につき)</p> <p>◎規程の「審査」については、新規作成と同額を申し受けます。</p> <p>3. 労働保険・社会保険の新規適用届、廃止 (全喪) 届</p> <p>① 新規適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>労働保険・雇用保険</th> <th>健康保険・厚生年金保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4人以下</td> <td>55,000円</td> <td>88,000円</td> </tr> <tr> <td>5~9人</td> <td>77,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>10~19人</td> <td>99,000円</td> <td>132,000円</td> </tr> <tr> <td>20人以上</td> <td>1人増すごとに1,100円加算</td> <td>1人増すごとに1,100円加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 適用廃止</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>労働保険・雇用保険</th> <th>健康保険・厚生年金保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10人未満</td> <td>55,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>10人以上</td> <td>1人増すごとに1,100円加算</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法令	労働保険・雇用保険	健康保険・厚生年金保険	人員			4人以下	55,000円	88,000円	5~9人	77,000円	110,000円	10~19人	99,000円	132,000円	20人以上	1人増すごとに1,100円加算	1人増すごとに1,100円加算	法令	労働保険・雇用保険	健康保険・厚生年金保険	人員			10人未満	55,000円	55,000円	10人以上	1人増すごとに1,100円加算		<p>4. 保険料申告、算定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人員</th> <th colspan="3">労働保険料概算・確定申告</th> <th rowspan="2">健康保険・厚生年金保険 (算定基礎届) [月額変更届] (賞与支払届)</th> </tr> <tr> <th>継続事業</th> <th>一括有期事業</th> <th>有期事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9人以下</td> <td>33,000円</td> <td>工事24件未満</td> <td></td> <td>27,500円</td> </tr> <tr> <td>10人~19人</td> <td></td> <td>44,000円</td> <td></td> <td>38,500円</td> </tr> <tr> <td>20人~29人</td> <td>44,000円</td> <td>24~48件未満</td> <td></td> <td>49,500円</td> </tr> <tr> <td>30人~39人</td> <td></td> <td>66,000円</td> <td>55,000円</td> <td>60,500円</td> </tr> <tr> <td>40人~49人</td> <td>66,000円</td> <td>48件以上</td> <td></td> <td>71,500円</td> </tr> <tr> <td>50人以上</td> <td>協 議</td> <td>協 議</td> <td></td> <td>協 議</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 保険給付申請・請求</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>額 (請求1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労災保険・健康保険請求</td> <td>33,000円または支給額の12.5%~18.75%の高い方の額</td> </tr> <tr> <td>年金給付請求 [一般的なもの]</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>第三者行為による保険給付請求</td> <td>労災保険 88,000円 健康保険 66,000円</td> </tr> <tr> <td>雇用保険法二事業等による給付請求</td> <td>着手金 申請額の10.0% 助成金報酬 給付額の12.5%~25.0%</td> </tr> <tr> <td>労災保険特別加入に係る給付請求</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>高齢者雇用継続給付・育児休業給付申請</td> <td>証明書 (確認書含む) 16,500円 支給申請 11,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の申請等</td> <td>22,000円</td> </tr> </tbody> </table>	人員	労働保険料概算・確定申告			健康保険・厚生年金保険 (算定基礎届) [月額変更届] (賞与支払届)	継続事業	一括有期事業	有期事業	9人以下	33,000円	工事24件未満		27,500円	10人~19人		44,000円		38,500円	20人~29人	44,000円	24~48件未満		49,500円	30人~39人		66,000円	55,000円	60,500円	40人~49人	66,000円	48件以上		71,500円	50人以上	協 議	協 議		協 議	項 目	額 (請求1回につき)	労災保険・健康保険請求	33,000円または支給額の12.5%~18.75%の高い方の額	年金給付請求 [一般的なもの]	33,000円	第三者行為による保険給付請求	労災保険 88,000円 健康保険 66,000円	雇用保険法二事業等による給付請求	着手金 申請額の10.0% 助成金報酬 給付額の12.5%~25.0%	労災保険特別加入に係る給付請求	33,000円	高齢者雇用継続給付・育児休業給付申請	証明書 (確認書含む) 16,500円 支給申請 11,000円	その他の申請等	22,000円	<p>6. 各種労使協定</p> <p>① 時間外・休日労働協定届 (1件につき) 18,150円</p> <p>② ①以外の労使協定書作成 (1件につき) 18,150円</p> <p>7. 労働安全衛生</p> <p>① 事故報告 66,000円</p> <p>② 労働者死傷病報告 (休業4日以上) 22,000円</p> <p>③ 一般的な諸届 18,150円</p> <p>④ 労働安全衛生に係る複雑な諸届 協 議</p> <p>8. その他の各法関係</p> <p>① 職業安定法 求人申込 一般 27,500円 " 学卒 44,000円</p> <p>② 労働者派遣法 ア 一般労働者派遣事業許可申請 220,000円 イ 特定労働者派遣事業届 110,000円 ウ 労働者派遣事業廃止届 55,000円</p> <p>③ 最低賃金法 適用除外申請 33,000円</p> <p>④ 地域雇用開発等促進法、その他各種助成金 1つの申請・請求ごとに110,000円に助成額の2%を加算した額。ただし、助成額が5,000万円を超える場合は超える部分についての加算率は協議</p> <p>⑤ 不服申立 審査請求 121,000円 異議申立 121,000円 再審査請求 181,500円</p>
法令	労働保険・雇用保険	健康保険・厚生年金保険																																																																																				
人員																																																																																						
4人以下	55,000円	88,000円																																																																																				
5~9人	77,000円	110,000円																																																																																				
10~19人	99,000円	132,000円																																																																																				
20人以上	1人増すごとに1,100円加算	1人増すごとに1,100円加算																																																																																				
法令	労働保険・雇用保険	健康保険・厚生年金保険																																																																																				
人員																																																																																						
10人未満	55,000円	55,000円																																																																																				
10人以上	1人増すごとに1,100円加算																																																																																					
人員	労働保険料概算・確定申告			健康保険・厚生年金保険 (算定基礎届) [月額変更届] (賞与支払届)																																																																																		
	継続事業	一括有期事業	有期事業																																																																																			
9人以下	33,000円	工事24件未満		27,500円																																																																																		
10人~19人		44,000円		38,500円																																																																																		
20人~29人	44,000円	24~48件未満		49,500円																																																																																		
30人~39人		66,000円	55,000円	60,500円																																																																																		
40人~49人	66,000円	48件以上		71,500円																																																																																		
50人以上	協 議	協 議		協 議																																																																																		
項 目	額 (請求1回につき)																																																																																					
労災保険・健康保険請求	33,000円または支給額の12.5%~18.75%の高い方の額																																																																																					
年金給付請求 [一般的なもの]	33,000円																																																																																					
第三者行為による保険給付請求	労災保険 88,000円 健康保険 66,000円																																																																																					
雇用保険法二事業等による給付請求	着手金 申請額の10.0% 助成金報酬 給付額の12.5%~25.0%																																																																																					
労災保険特別加入に係る給付請求	33,000円																																																																																					
高齢者雇用継続給付・育児休業給付申請	証明書 (確認書含む) 16,500円 支給申請 11,000円																																																																																					
その他の申請等	22,000円																																																																																					

※1 手続報酬は、事務代理を行なう場合20%を加算します。 ※2 ③適用廃止について、人員は、労働保険・雇用保険法については1.顧問報酬の項を準用し、健康保険・厚生年金保険については被保険者数とします。離職証明書及び任意継続被保険者等に関する各種手続作成は、1件につき5,000円を加算します。 ※3 4.保険料申告、算定について、人員は3.②の適用廃止を準用します。二元適用事業及び特別加入等が2件以上にわたる場合は、申告書1件ごとに16,500円を加算します。 ※4 5.保険給付申請・請求について、「年金給付請求」の複雑なものは、着手金33,000円。支給発生時に年金額の2か月分または初回返戻支給額の12.5%~18.75%のいずれか高い方の額。その他複雑なものは、協議。

IV. 個別労働関係紛争解決代理報酬 (法第2条第1項 第1号の4・第1号の5・第1号の6に掲げる業務)

1. あっせん申請書又は答弁書を作成した場合に受ける報酬	1件につき 181,500円	複雑なものは協議
2. あっせんを代理する場合に受ける報酬	1時間につき 18,150円	
3. 労働組合による団体交渉立会に受ける着手金	121,000円~242,000円	
4. 労働組合による団体交渉にあたって、立会う場合に受ける報酬	1時間につき 23,100円	
5. 労働組合による団体交渉が終了した際に受ける報酬	121,000円または解決金の12.5%~25.0%の高い方の額	

V. 帳簿作成報酬 (法第2条第1項 第2号に掲げる業務)

労働社会保険諸法令に基づいて帳簿を作成した場合に受ける報酬 (申請書等を除く) その種類・量ごと協議

VI. 労務管理報酬 (法第2条第1項 第3号に掲げる業務)

労務管理に関する下記の項目につき、相談・指導、企画・立案及び運用の指導を受託する場合に受ける報酬

(報酬額は、例示の項目ごととする)

項 目	相談・指導	企画・立案	運用の指導	例 示
1. 雇用管理		550,000円		①要員計画 ②採用基準 ③適性検査 ④配置・異動計画 ⑤昇進・昇格計画 (女性昇進制度) ⑥職務再編成
2. 人事管理		825,000円		①職務調査 ②職務分析・職務評価 ③役割要件書、職務記述書 ④職務分掌 ⑤人事考課 ⑥人事記録 ⑦自己申告
3. 教育訓練		550,000円		①教育訓練計画 (新入社員教育、管理者教育、技能訓練、定年退職前教育) ②ビジネス・コーチング
4. 賃金管理	1回・半日につき	825,000円	1回・半日につき	①賃金水準検討 ②賃金体系 ③賞与 ④退職金 (基本給との絶縁) ⑤付加価値・労働分配 ⑥職務発明等報奨制度
5. 労働時間管理	55,000円	550,000円	55,000円	①労働時間 ②変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤休暇制度 (リフレッシュ休暇等)
6. 安全・衛生管理		825,000円		①安全・衛生管理計画 ②健康管理 ③作業改善 ④安全・衛生管理組織 ⑤安全・衛生教育計画 ⑥メンタル・ヘルス推進
7. 人間関係管理		825,000円		①モラル・サーベイ ②セクシュアル・ハラスメント防止 ③パワー・ハラスメント防止 ④マタニティ等ハラスメント防止
8. 企業福祉		550,000円		①社員財産形成 ②共済制度 ③慶弔見舞金 ④レクリエーション ⑤カフェテリア・プラン ⑥企業年金
9. 労務監査		1,100,000円		①監査計画 ②労務監査 ③労務監査報告

※ 報酬額は、50人規模を基礎としたものです。50人以上は協議。労務管理に係る相談・指導を顧問として行なう場合は、協議。

VII. 相談・立会・調査報酬 (法第2条第1項 第3号に掲げる業務)

1. 相談報酬	労務相談を受ける場合の報酬 (I「顧問報酬」を契約頂いている場合は、特別な労務相談)	1時間につき 18,150円
2. 立会報酬	関係官庁の行なう調査等に立会う場合に受ける報酬 (被調査報告書・是正報告書等の作成を含む)	" 27,720円
3. 調査報酬	依頼を受けた業務に付随して調査・資料収集等特別な業務に従事した場合の報酬	" 23,760円

※1 いずれも1時間未満の場合、1時間の額を申し受けます。 ※2 立会報酬……ご依頼により2名以上の社労士が立会った場合は、1名につき同金額を申し受けます。

VIII. 講演報酬 (法第2条第1項 第1号の3に掲げる業務)

1時間につき 110,000円 (資料作成料を含む)

(資料印刷代は含みません。1時間未満の場合、1時間の額を申し受けます)

IX. 旅費・日当・宿泊費 業務依頼に関し出張した場合に受ける報酬

旅費	鉄道 (グリーン)、航空機、船舶 (特等) の実費	宿泊費	実 費	日当	55,000円
----	---------------------------	-----	-----	----	---------

X. 給与計算事務料

- ①基本料 月額26,400円。ただし、初期プログラミング料として、給与計算事務料の2か月分を申し受けます。
- ②5人以上は、基本料に1人増すごとに660円を加算します。③賞与計算は、1回につき上記給与計算と同様の額を申し受けます。
- ④臨時の給与計算は、事前見積りのうえ協議。

XI. 特例

- ①印紙税は、別途頂戴します。 ②緊急依頼は、20%を加算します。 ③着手料……既適用事業場を新規契約した場合は当該報酬の0.5か月分。手続報酬及び労務管理報酬は当該報酬の50%以内。就業規則等規程の作成については50%。ただし、着手料受領後の解約は着手料の返却をいたしません。
- [表示価格は消費税込です。また、源泉税は差し引いて頂く必要はありません]

※この報酬表は、予告なく改正することがあります。